

議第 1 1 号

高山市行政手続条例の一部を改正する条例について

高山市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

行政手続法の改正に伴い改正しようとする。

高山市行政手続条例の一部を改正する条例

高山市行政手続条例（平成8年高山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 行政指導（第30条—第35条）</p> <p>第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる用語の意義は第32条において同号中「条例等に基づく行政庁」とあるのは「行政庁」と、同項第4号に掲げる用語の意義は第31条において同号中「条例等」とあるのは「法令」とする。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p>（行政指導の方式）</p> <p>第33条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 行政指導（第30条—第35条）</p> <p><u>第4章の2 処分等の求め（第35条の2）</u></p> <p>第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる用語の意義は第32条、<u>第33条及び第35条の2</u>において同号中「条例等に基づく行政庁」とあるのは「行政庁」と、同項第4号に掲げる用語の意義は第31条において同号中「条例等」とあるのは「法令」とする。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章の2</u>までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p>（行政指導の方式）</p> <p>第33条（略）</p> <p><u>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の</u></p>

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 (略)

条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 (略)

(行政指導の中止等の求め)

第33条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出

があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

(この章の解釈)

第35条 (略)

第4章の2 処分等の求め

第35条の2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市の機関又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 法令に違反する事実の内容

(3) 当該処分又は行政指導の内容

(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

(この章の解釈)

第35条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(高山市税条例の一部改正)

2 高山市税条例(昭和30年高山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(高山市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 高山市行政手続条例第3条、第4条又は第<u>33条第3項</u>に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第1項第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第<u>33条第2項</u>及び第34条の規定は、適用しない。</p>	<p>(高山市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 高山市行政手続条例第3条、第4条又は第<u>33条第4項</u>に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第1項第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第<u>33条第3項</u>及び第34条の規定は、適用しない。</p>